

(2) ドメスティック・バイオレンス対策

ドメスティック・バイオレンス総合対策

千葉県野田市男女共同参画課

(H17.4.1 現在人口 153,375人)

TEL 04-7125-1111 (代)

FAX 04-7123-1074

メールアドレス danjyo@mail.city.noda.chiba.jp

ホームページ <http://www.city.noda.chiba.jp/>

○ 目的・概要

野田市では、平成12年度に男女共同参画市民意識調査を実施したところ、「夫やパートナーからの暴力を受けた」とする回答が18%にのぼり、女性に対する暴力の深刻さが浮き彫りになりました。このことから、「日本国憲法、地方自治法の基本理念に則り、地域の個性を生かしながら、基本的人権を尊重し、平和を尊ぶ野田らしいまちづくり」の視点から、野田市独自の施策を取り入れながら、取り組む方向性を体系的・総合的にまとめた「野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」を平成14年2月に策定し、この大綱に基づき事業に取り組んでいる。

○ 特徴

(1) 緊急一時保護施設(シェルター)の設置・運営<平成14年7月～>

市町村が設置主体となるものとしては全国に先駆けて緊急一時保護施設(シェルター)を整備した。DV被害女性とその家族等(原則男児は小学生以下)を保護し、入所期間は原則2週間で、延長も可能である。使用料は市民は無料、市民以外は実費相当額としている。(公設民営方式で運営業務の一部をNPO法人に委託)

シェルターの入所については、市職員がDV被害女性の事情を聴取し、市が適否を判断する。また、入所中の身の回りの世話や自立支援はNPO法人が担当する形の連携型公設民営方式で運営している。

(2) カンセリング受診助成金<平成14年7月～>

シェルター入所している者で、市内に住所を有しているDV被害女性に対して、市の指定医療機関で専門家(精神科医)によるカンセリングに要した経費(初診料、薬剤費等含む)について助成する。

ただし、初診日から3ヶ月以内で、かつ6回以内の受診を限度とする。

(3) 緊急生活支援資金助成金<平成14年7月～>

シェルター入所している者で、市内に住所を有しているDV被害女性に対して、自立に向けた関係機関への相談、申請及び求職活動に当たって必要となる交通費や被服の購入等に助成する。

DV被害女性一人当たり25,000円とする。

(4) 居住の場の確保

野田市はDV被害女性の自立を支援するため、これまで50歳未満の単身者の場合、公営住宅への入居資格が認められていなかったことから、50歳未満のDV被害女性に限って単身の場合でも公営住宅への入居ができるよう「構造改革特区」第4次提案に、「DV被害者における公営住宅の年齢要件の緩和」について要望した。

その結果、平成16年3月31日付け国土交通省「公営住宅における配偶者からの暴力被害者への対応の明確化、迅速化」の通知により、50歳未満の単身者を含むDV被害者が自立するまでの一定期間公営住宅の入居を可能にしたという成果を受け、すぐに市内1ヶ所にステップハウスを設置した。

しかし、ひとり親と「DV被害女性」の住宅ニーズが逼迫していることから(相談窓口や支援ケースから、財政的支援が欲しい、保証人が見つからず苦労した、急場の対応に不安があることを理由に断られた、条件に合う住宅探しに苦労した、の4つの問題点が浮き彫りにされた)上記の公営住宅の目的外使用だけでは不足と判断し、民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業及び住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業をスタートさせた。

I) 市営住宅の目的外使用(ステップハウス)<平成16年7月～>

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき保護命令中の配偶者から暴力を受けたDV被害女性、野田市内・市外の一時保護施設等に入所している者又はしていた者(一時保護委託を含む)のいずれかに該当する者を対象とし、常時入居できるような体制をとっている。入居期間は6ヶ月以内、やむを得ないと認めた場合は、さらに6ヶ月以内の延長を可能とした。

ただし、住宅、駐車場の使用料及び光熱水費等の負担がある。

II) ひとり親家庭等及び「ドメスティック・バイオレンス被害女性」民間賃貸住宅入居時家賃等助成金

<平成17年4月～>

「ひとり親家庭」と「DV被害女性」で民間賃貸住宅へ入居しようとする人に対して、一定の条件で賃貸契約時に必要な家賃等の一部を助成しようとする制度を、全国でも初めてスタートさせた。

「DV被害女性」の条件については、1年以上野田市に住所を有し、野田市内・市外の一時保護施設等に入所している者(一時保護委託を含む)であり、生活に困窮しているが、生活保護の認定を受けていない者で、入居する民間賃貸住宅は野田市内・市外ともに対象となり、助成対象は1ヶ月分の家賃及び不動産業

者への仲介料(1ヶ月分の家賃相当額を限度)について助成する。

ただし、1ヶ月分の家賃及び不動産業者への仲介料を合わせて130,000円を限度額とする。

Ⅲ) 住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業(平成17年8月～)

家賃等の支払いができるにもかかわらず、連帯保証人が確保できない等の理由により、民間賃貸住宅への入居に困窮している「ひとり親家庭等」、「DV被害女性」、「高齢者世帯」、「心身障害者世帯」に対して、入居保証、民間賃貸住宅情報の提供及び居住継続支援を行うとともに、入居保証の利用者に対して家賃等保証委託契約時に要する費用の一部を助成する。

「DV被害女性」の条件については、1年以上野田市に住所を有し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき保護命令中の配偶者から暴力を受けたDV被害女性、野田市内・市外の一時保護施設等に入所している者又はしていた者であり、生活保護法による保護を受けている者又は世帯全員が当該年度の市町村民税が非課税の者等で、費用(家賃及び共益費の保証に対する費用)の2分の1に相当する額について助成する。

ただし、11,000円を限度額とする。

○ 実施にあたって留意・工夫した点

緊急一時保護施設(シェルター)の運営業務の一部を市民が立ち上げたNPO法人に委託することによって、365日・24時間体制でDV被害女性の支援が可能になった。

このNPO法人活用は、問題解決のための市民参加という視点のみならず、DV被害女性の心の側面(安心感、信頼感)でも効果が出ている。

緊急一時保護施設(シェルター)で安心して日常生活を送るために、DV加害者や第三者に場所が特定されないように、緊急一時保護施設設置条例などは住所を明示せず、秘匿性の確保に努めるとともに、市営住宅の目的外使用によるステップハウスにおいても、場所が特定されないように、一定の市営住宅を使用するのではなく、場所を変えるなどの工夫を考えている。

○ 平成17年度における予算額・従事する職員数

予算額 4,780千円

男女共同参画課職員数 3名

シェルターについては、NPO法人(従事者15人)に運営業務の一部を委託している。

NPO法人では、常時(9時から17時)事務所に専従者1名を配置、夜間は当番制により、専用の携帯電話で連絡可能なとしている。

夜間の緊急の場合も、市職員とNPO法人が受け入れ等の対応を行っている。

○ 取組による効果、参考データ等

(1) DV被害女性(同伴家族含む)の身の安全が確保されるとともに自立に向けた支援に取り組めた。

(2) 関係機関・団体等(民間シェルター含む)との連携体制が進み、迅速な対応ができるようになった。

他市町からの受け入れも行い、感謝されている。

※(参考)シェルター入所実績(平成14年度～平成16年度)

年 度	入所者数	延べ入所利用期間
平成16年度	3件(5人)<うち市民以外2件、4人>	27日
平成15年度	10件(21人)<うち市民以外3件、4人>	129日
平成14年度 (7月～3月)	8件(13人)<うち市民以外3件、3人>	73日
計	21件(39人)<うち市民以外8件、11人>	229日

○ 今後の課題・方向性

基本的には市民のDV被害女性を対象に一時保護し、救済に当たっているが、DVの持つ性質上、市民以外についても、緊急的に保護を求めてくるDV被害女性も市民と同様の受け入れを行っている。

こうした状況の中、DV被害女性の支援を効果的かつ、継続的に行うためには、一時保護の段階から、できるだけ住所地から離れたDVシェルターが利用され、そこで安心して自立に向けた準備ができる体制づくりが緊急の課題となっており、DV被害女性の相互受け入れが可能となるような広域的な自治体間の対応が必要となっている。

DV被害者に対する緊急一時保護等の制度

大阪府池田市子育て人権部人権推進課男女共同参画担当

(H17.4.1 現在人口100,581人)

TEL 072-754-6231

FAX 072-752-9785

メールアドレス j-suishin@city.ikeda.osaka.jp

ホームページ

○ 目的・概要

平成14年9月27日に「池田市男女共同参画推進条例」が施行され、この条例では『女性に対する暴力の根絶』を基本理念の1つとし、第16条では被害者の保護等を定めています。平成15年4月1日から、池田市独自の制度として、DV被害者が、生命または心身に危害が迫っていて、警察署などに救済を求めた場合 i. 緊急のため所持金を持ちあわせていない ii. 直ちに配偶者暴力相談支援センターの一時保護が受けられない 等による被害者を対象に、『緊急一時保護・避難支援』を受けることができる制度です。夜間や休日などに、警察署に救済を求めた場合、宿泊施設などを提供し身の安全を守ることを目的としています。

○ 特徴

『緊急一時保護制度』は、暴力の多発する夜間や休日などに、警察署に救済を求めた場合、宿泊施設などを提供します。『緊急避難支援制度』とは、警察署や子ども家庭センターなどに救済を求めた場合、公的施設や知人、友人宅に身を寄せるための交通費などを提供する制度です。緊急かつ必要な場合は、子どもなどと一緒に一時保護・避難支援を行います。

○ 実施にあたって留意・工夫した点

池田市内には、シェルターがないため、DV被害者を緊急一時保護するため宿泊費や食事代などを提供するもので、3泊を限度としています。なお、関係機関との役割分担や線引きで問題が生じることが多いので、警察署、子ども家庭センター、宿泊施設等関係機関と何度も話し合いをもち、十分な連携を図りながら、被害者の意思を尊重のうえ、適切な『緊急一時保護等』の活用を図っています。

○ 平成17年度における予算額・従事する職員数

予 算：495,000円

従事する 職員数：0.3名

○ 実施にあたって活用した支援制度

大阪府地域福祉推進事業支援モデル事業

地域におけるシェルター機能整備促進モデル事業

子ども家庭センターに救済を求め、公的施設に身を寄せるための交通費支給をいたしました。そのうち1/2が対象になりました。

(担当部署) 大阪府健康福祉部地域保健福祉室

○ 今後の課題・方向性

警察署または男女共同参画担当から、緊急一時保護の宿泊の必要を認めた場合、契約している宿泊施設に警察または池田市が同行しますが、24時間体制のため、担当者は警察に携帯番号を知らせています。今は、すぐに対応できる体制を取っていますが、DV被害者については、夜間に暴力が多発するので、行政全体で24時間体制のあり方を考える必要があるのではないかでしょうか。

○ その他特記事項

池田市内では、警察署及び子ども家庭センターにおけるDV被害者の件数は少ないですが、隠れた被害者がたくさんいるように思えます。夫の元に帰る被害者を見ていると自立に向けた経済的支援が必要だと思います。

D V被害者緊急一時保護事業・D V被害者支援促進事業

岡山県岡山市男女共同参画課

(H17.4.1現在人口 664,889人)

TEL 086-803-1115

FAX 086-803-1744

メールアドレス

danjo@city.okayama.okayama.jp

ホームページ

<http://www.city.okayama.okayama.jp/shimin/danjo>

○目的・概要

平成13年6月27日に制定した「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例（以下「さんかく条例」という。）」に基づき、男女共同参画社会の形成を阻害する要因を解消するため、平成14年度から男女共同参画相談支援センターを設置するとともに、D V被害者の緊急一時保護事業を開始した。

開設以来、同センターでは配偶者からの暴力（D V）、セクシュアル・ハラスメントその他の性別に起因する人権侵害に関する相談に応じ、情報提供その他の支援を行ってきたが、平成16年12月2日の改正配偶者暴力防止法施行に合わせて配偶者暴力相談支援センター業務を開始するなど、さらに積極的なD V被害者への支援を図っている。

○特徴

さんかく条例の規定に基づいて行うD V被害者の緊急一時保護は、配偶者暴力防止法に基づく一時保護が開始されるまでの間を想定している。この緊急一時保護は「相談ほっとライン（専用電話）」で24時間いつでも対応しており、本市がD V被害者の緊急一時保護を決定した場合において、市の依頼に基づき両備グループタクシー関連各社がD V被害者緊急一時保護連携業務を行っている。

連携業務は、D Vが地域社会全体で解決すべきとの認識に立ち、緊急一時保護実施にあたって官民が連携することを通じてD V被害者の保護及び支援の促進を図ることを目的にしており、両備グループタクシー関連会社の費用負担で①D V被害者を保護施設へ移送すること②D V被害者を移送するための配車を行うことを内容としている。

○実施にあたって留意・工夫した点

D V被害者緊急一時保護連携業務実施にあたり、業務に従事する従業員又は従事していた従業員が、緊急一時保護連携業務を実施する上で知り得た秘密を漏らすことのないよう協定を結び個人情報保護を徹底するとともに、業務従事者に対して毎年D Vに関する研修を実施し、D V被害者への理解が深まるよう努めている。

○平成17年度における予算額・従事する職員数

予算額 943,000円（人件費含まず）

職員数 11名（嘱託職員4名を含む）

○取組による効果、参考データ等

相談件数（内D V関係件数）	14年度 823(351)件	15年度 1,484 (532) 件
	16年度 1,642(691)件	
緊急一時保護件数	14年度 8件	15年度 7件
	16年度 10件	

○今後の課題・方向性

市独自の各種D V施策を中心に、D V被害者が相談、保護、自立の各段階で必要とする保護支援策を洗い出し、その保護支援策を迅速かつ的確に実施するための手順等を整理し、D V被害者に対する迅速かつ的確な支援体制の実施に向けた行動計画を策定する。

○ その他特記事項

本市のその他のDV対策事業は下記のとおりである。

＜配偶者暴力防止法による一時保護の受託＞配偶者暴力防止法に規定する県女性相談所（売春防止法上の婦人相談所）が実施する一時保護業務について、県女性相談所からの委託により、市の施設において実施する。

＜自立支援のための保護＞配偶者暴力防止法による接近禁止の保護命令を受けた被害者及びその同伴する家族を、当該保護命令の効力が有する間、市の施設において保護する。

＜公営住宅の優先入居等＞配偶者暴力防止法による保護命令の決定を受けた被害者について、岡山市営住宅条例及び同施行規則の規定の緩やかな運用により、入居者の選考に当たりその当選率を優遇する。

＜再生品等の優先的無償提供＞①「東部リユースプラザ（資源循環型社会の構築を市民と協働して形成していくための市有施設）」において有償又は無償により提供している家具、家電製品などの再生品等を、DV被害者に対して無償で優先的に提供する。②当該再生品等の提供は、市男女共同参画相談支援センターの所長がDV被害者の自立のために生活用品の支給が必要であると認めた者に対して行う。

＜DV被害者センター等養成・活用事業＞岡山県と共同でDV被害者センター養成講座を開催し、DV被害者を直接又は間接に支援する市民ボランティアを養成する。平成15年度は、県がDVの基礎知識の習得をめざす基礎講座を、岡山市がDV被害者に直接関わる力の習得をめざすフォロー講座を担当した。平成16年度からは、県下全市で構成する岡山県都市DV被害者センター養成事業実行委員会が実施している。

＜住民票等交付制限＞平成16年10月1日施行の「岡山市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援のための住民基本台帳事務の取り扱いに関する条例」により、当該加害者からの住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付については、それらの請求を拒むなど住民票等交付制限を行っている。当該交付制限の必要性についての認定機関の役割を市男女共同参画相談支援センターは果たしている。

DV被害者 保護施設へ

【平成16年12月7日 読売新聞】

タクシー4社移送サービス

岡山市と
連携協定

両グループ（岡山市）のタクシー4社が、家庭内暴力（DV）の被害者をタクシーで保護施設へ秘密裏に送り届ける移送サービスを始めた。岡山市と4社との間で結ばれた「DV被害者緊急一時保護連携協定に基づく試みで、岡山市行政とタクシー会社が提携して支援するケースは先駆的な取り組み」と評価している。

移送を受けたのは、「岡山交通」「西濃運輸」「岡山タクシー」のタクシーワン社など、配車サービスの「両備タクシー配車センター」。協定では、市が被害者を緊急に保護する必要があると判断した場合、市から同グループに連絡してタクシーグループを配車してもらいたい、被害者を長距離で運ぶ場合、市から同

者を保護施設やシェルター（避難場所）に送り届けてもらう。移送料金はタクシー会社側が負担し、従業員は守秘義務を徹底するほか、移送時に加害者が尾隨されないよう回り道をとることなど注意する。協定期間は来年三月三十日までが自動延長される。

（注）〇三年度が七件、今年度は八件、市内で夫から暴力を振るわれ、市が保護して件数は二〇〇二年度が八件、

（注）〇三年度が五件あった。

内閣府男女共同参画局は、地域に根差した自治体ならではできる取り組みただ、守秘義務は徹底してほしい」としている。